

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者募集要項

三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和60年三重県条例第1号、以下「センター条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的（期待する効果）

県では、総合福祉センターの管理について、民間が持つ豊富な知識や経験などを効果的に活用することにより、総合福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の設置目的（役割）

総合福祉センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害者支援施設及び、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型として、身体障がい者の福祉を総合的に推進することを目的として設置しています。

（3）施設運営の基本的な方向性（運営方針）

ア 施設運営の基本的な方向性

県における障がい者施策の基本方針を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のための支援等の中心的役割を担うものとします。

イ 運営方針

（ア）多様な障害福祉サービス等を提供する施設の特色を活かし、障がい者の多様なニーズに応じたりハビリテーションを提供することで、早期の地域生活への移行及び地域生活の支援を行います。

（イ）質の高いリハビリテーションサービスの提供に加え、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が持つ本来の力を発揮できるよう、社会のあらゆる活動に参加できるための支援を行います。

（ウ）総合福祉センターで培ったノウハウを県内全域に普及するとともに、積極的に地域との連携を図ります。

2 施設の概要

（1）名称

三重県身体障害者総合福祉センター

（2）所在地

三重県津市一身田大古曾 670 番地 2

（3）施設の構造・規模等

ア 敷地面積 65,807.81 m²

イ 延べ床面積 8,172.30 m²

ウ 構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる総合福祉センターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、総合福祉センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

総合福祉センターの休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとします。ただし、これらは三重県の承認を得て変更することができます。

なお、指定管理者が特に必要があると認めるときは、県と協議の上、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができます。

(2) 開館時間

総合福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

なお、施設等の利用時間は、センター条例別表第1のとおりとします。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、いずれも県の承認を得て変更することができます。

(3) 利用の制限等

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができます。

ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

イ 利用者がセンター条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

エ 暴力団の利益になると認められるとき。

オ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

カ 公益上必要があると認められるとき。

キ 管理上特に必要があると認められるとき。

(4) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、総合福祉センターの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行ってください。

例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、総合福祉センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 利用料金制度の採用

総合福祉センターの管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及びセンター条例第19条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、総合福祉センターの利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

(8) 県施策への協力

障がいや理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社

会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、花とみどりの活用、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めることとしてください。

(9) 関係法令等の遵守

指定管理者が、総合福祉センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- カ 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）
- キ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ク 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和60年三重県条例第1号）
- ケ 強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プラン
- コ その他総合福祉センターを管理運営するための労働法等業務に関連する全ての法令等

(10) サービスの向上、安全の確保

施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。

(11) 環境配慮の推進

施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行ってください。

(12) 公平な施設の供用

施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保してください。

なお、障がい者の施設利用について、公益上必要があると認められる時は、身体障害者福祉センターA型の運営基準をふまえ、利用料金の減免を行ってください。

(13) 帳簿書類等の保管年限

指定管理者は、指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存してください。

(14) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 県に報告すること。
- エ 暴力団等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(15) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、入場者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、業務の縮小や代替手段の設定を検討し、後発地震に速やかに対応できる体制の確保を行ってください。そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するために定める「要求水準」は下記（1）のとおりとし、業務の質の向上を図るために定める「成果目標」は下記（2）のとおりとします。申請にあたっては、業務区分ごとにこれらを満たすことのできる具体的な仕様を検討し、提案してください。

総合福祉センターでは、利用者の利便性向上のため自動販売機を設置することとし、具体的内容は下記（3）のとおりとします。

(1) 業務の内容及び要求水準

ア 総合福祉センターの事業の実施に関する業務

(ア) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務

法令等で必要とされる職種、人員を配置してください。

① 施設入所支援【入所定員40名】

主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の便宜を供与

② 日中活動支援【定員60名】

a 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活、社会生活を営めるよう身体機能の向上のため、必要な訓練その他の便宜を供与

b 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活、社会生活を営めるよう生活能力の向上のため、必要な訓練その他の便宜を供与

c 就労移行支援

就労を希望する障がい者に生産活動等の活動の機会を提供し、就労に必要な能力の向上のため、訓練その他の便宜を供与

d 生活介護

常時介護を要する障がい者に主として昼間において、入浴、排泄または食事の介護その他の便宜を供与

③ 短期入所事業【併設型定員2名、空床型】

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を夜間も含め提供

(イ) 身体障害者福祉センターA型に関する業務

法令等で必要とされ、また以下の業務を遂行するうえで必要とされる職種、人員を配置してください。

① 各種相談の実施

身体障がい者の生活、医療、訓練、職業などに関する相談活動

② リハビリテーションの実施

a 在宅障がい者に対する外来通院リハビリテーション（理学療法、作業療法

- 及び言語聴覚療法）の実施（医療保険）
- b 在宅の要介護者に対する通所リハビリテーションの実施（介護保険）
- ③ 障がい者スポーツの推進
 - a パラスポーツ指導員の養成
 - 初級パラスポーツ指導員養成講習会の開催（毎年1回）
 - 中級パラスポーツ指導員養成講習会の開催（5年間で2回）
 - b 障がい者スポーツ教室の開催
 - c 運動施設（グラウンド・テニスコート・体育館）の運営管理
 - d 全国障害者スポーツ大会への選手派遣業務
 - 開催予定地：令和8年度 青森県
 - 令和9年度 宮崎県
 - 令和10年度 長野県
 - 令和11年度 群馬県
 - 令和12年度 島根県
 - e 障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の開催業務（毎年1回）
 - 障がい者スポーツ大会実施競技
 - 陸上競技、卓球（サウンドテーブルテニスを含む）、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バレーボール（精神障害の部）
- ④ リフトバスの有効活用等
 - 車椅子リフト付きバス「太陽号」の有効活用と利用資格の確認等
- ⑤ 福祉用具製品化支援事業の実施
 - a みえテクノエイドセンターの運営
 - b 「みえ福祉用具フォーラム」の開催
 - c 中間ユーザー対象の研修会の開催
 - d 福祉用具展示室の運営
 - e 福祉用具に関する相談支援、データベース化
 - f 福祉用具に関する普及・啓発
 - g みえ福祉用具アイデアコンクールの開催
 - h ホームページの随時更新
 - i 自助具の製作
- ⑥ 総合福祉センター全体の普及啓発
 - ホームページの随時更新
- ⑦ 実習生及びボランティアの受入れ
- イ 総合福祉センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - センター条例第14条の規定に基づき、運動場、体育館をはじめとする施設等について、次の利用許可に関する業務を行ってください。
 - (ア) 運動場、体育館等施設及び附属設備を利用に供する事業
 - (イ) 運動場、体育館等施設及び附属設備の管理
 - (ウ) 利用予約の受付及び利用者との打合せ、利用料金の収受

なお、これら事業の実施にあたっては、利用者の利便性の向上と施設の有効活用に努めるとともに、利用許可にあたっては、次の点に留意してください。

 - ① 利用の申込みから利用の許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにしてください。
 - ② 利用の許可にあたっては、ゴミの量の削減等環境負荷を低減することについて利用者に協力を求めてください。

- ③ 総合福祉センターの利用が、暴力団を利用することとなると疑われる場合等は、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱運用協定書」に基づき、照会、協力要請等を行い、利用を許可せず、又は利用の許可を取り消すことができます。
- ウ 総合福祉センターの利用料金の収受等に関する業務
センター条例第19条の規定に基づき、利用料金の収受等に関する業務を行ってください。
- (ア) 利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。
- (イ) 利用料金の収受に関する規程を整備してください。
- また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。
- エ 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (ア) 関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。なお、管理物件は別紙1のとおりで、維持管理に関する管理基準は別紙2のとおりです。
- (イ) 利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。
- (ウ) 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。
- (エ) 実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。
- ※総合福祉センターの指定管理者に必要とされる資格
- ・電気主任技術者（第1種、第2種又は第3種）
 - ・電気工事士（第1種又は第2種）
 - ・建築物環境衛生管理技術者
 - ・ボイラー技士
 - ・危険物取扱者（乙種第4類）
- (オ) 維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。
- (カ) 施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。
- (キ) 施設内の三重県障害者相談支援センターの施設管理費（清掃・警備等）及び光熱水費等に係る経費については、別紙3により三重県障害者相談支援センターから指定管理者へ支払います。
- オ その他総合福祉センターの管理運営上必要と認める業務
- (ア) 人員配置・組織等に関する事項
- ① 人員配置等
- a 施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。
- b 施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。
- ② 人材育成
- a サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員研修の定期的な開催や、福祉に関する研修への派遣などの人材育成を図ってください。
- b 公の施設の管理者として必要な人権研修等を行ってください。

③ 指定管理者による成果目標の設定と自己評価

管理運営にあたり業務の質の向上を図るため、下記（２）で県が定める成果目標のほかに、指定管理者自ら成果目標を設定し、自己評価を行いその評価結果をその後の管理運営に反映させ、業務内容を継続的に改善してください。

④ 企業（団体）の社会的責任への取組

企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令順守）の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。

（イ）危機管理に関する事項

① 災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。

② 消防署等関係機関からの助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。

③ 危機管理に関する職員研修を行うとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検してください。

④ 緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。

（ウ）衛生管理に関する事項

① 感染症等の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。

② 感染症等の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、２次感染を防ぐため必要な措置を講じてください。

③ 感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。

④ 臨時に休館しなければならないと判断する場合は、県と協議のうえで実施し、関係機関に連絡してください。

⑤ 食品を扱う場合は、食中毒、食物アレルギーの予防に努めてください。

（エ）利用促進に関する事項

① 利用者を増加させる方策を検討してください。

② 施設稼働率の向上に努めてください。

（オ）その他

① 業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況の把握等のため、県と指定管理者は、必要に応じて連絡調整を行うこととし、指定管理者は、県の求めに応じて、随時、関係資料等を提出してください。

② 総合福祉センターの管理に関し必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行ってください。

③ 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、適切な受動喫煙防止対策を講じてください。

④ 津市の一時避難場所としての災害時対応について、必要に応じて津市との連絡調整を行うとともに、避難所運営に協力してください。

⑤ デジタル技術の進展について情報収集し、業務への導入に努めてください。

（２）指定期間を通じて達成すべき成果目標

指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため、成果目標を次のとおり設定します。この目標を超えることができるよう努めてください。

ア 日中活動系サービス利用率 毎年度 75%

【令和5年度実績 65.9%】

イ リハビリテーションの実施件数 毎年度 4,700 件

【令和6年度実績 3,751 件】

ウ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 毎年度 3,000 人

【令和6年度実績 2,909 人】

(3) 自動販売機の設置

総合福祉センター利用者の利便性の向上を図るために、下記の留意事項を踏まえ、必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。

(留意事項)

- ・ 青少年の健全育成などの観点から公の施設にふさわしくない自動販売機の設置は認めません。

- ・ 自動販売機の設置の現状は、以下のとおりです。

飲料水自動販売機 4 台

- ・ 自動販売機設置業者は、原則、一般競争入札により決定し、契約期間及び設置業者からの設置料や手数料等の収受の内容等は、契約書等で定めてください。なお、一般競争入札の状況により、現状の設置台数が確保できない場合は、県と協議してください。また、設置にあたっては、指定管理が開始される令和8年4月1日から設置されるよう、県と協議のうえ、入札・契約事務を進めてください。

- ・ 自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とします。

- ・ 指定管理者は、県が指定する日までに自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付してください。

5 指定管理者の指定の予定期間

(1) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しています。

(2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 1,070,985 千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

令和8年度 214,197 千円

令和9年度 214,197 千円

令和10年度 214,197 千円

令和11年度 214,197 千円

令和12年度 214,197 千円

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、総合福祉センターの利用料収入は、指定管理者の収入とします。利用料金の設定については、センター条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定することとなります。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の事前承認が必要となります。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ 総合福祉センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1(2)施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業を経営可能な法人等であって、次に掲げる全ての要件を満たす法人とします。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人及びその開始命令がされている法人を含む。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ 社会福祉法第56条第7項及び第57条の規定により、業務若しくは事業の停止命令又は役員の解職の勧告を受けている法人

カ 障害者総合支援法第36条第3項各号のいずれかに該当する法人

- (7) 法人等又はその役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。

- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
 - （８）役員等に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
 - （９）「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第１に掲げる要件に該当していないこと。
 - （１０）県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第１８０条の５第１項及び第２項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
- ただし、県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

８ 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本１部を県が保持することとし、副本６部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

（１）募集要項の配布等

募集要項は次のとおり配布します。

ア 配布期間

令和７年８月１８日（月）から令和７年８月２７日（水）までの午前９時から午後５時までとします。（土曜日、日曜日を除きます。）

イ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。ただし、郵送を希望する場合には、あて先を明記し４５０円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記配布場所へ請求すること。なお、募集要項については、県ホームページからダウンロードすることができます。

アドレス：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci400000210.htm>

ウ 配布場所

〒５１４－８５７０

三重県津市広明町１３番地

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

電話 ０５９－２２４－２２７４

電子メールアドレス shoho@pref.mie.lg.jp

（２）現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人は、必ず、別紙様式５の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

ア 開催日時

令和7年9月5日（金）午後2時から午後3時まで

イ 開催場所

三重県身体障害者総合福祉センター 大研修室
三重県津市一身田大古曽 670 番地 2

ウ その他

参加を希望する法人等は、令和7年9月1日（月）午後5時までに上記「8（1）ウの配布場所」まで申し込みを行うこと。申し込みは持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による申し込みは一切受け付けません。

（3）質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、別紙様式6により提出してください。

ア 質問の提出

（ア）受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月9日（火）までの午前9時から午後5時までとします。（平日正午から午後1時、土曜日、日曜日を除きます。）

（イ）受付場所

8（1）ウの配布場所と同じです。

（ウ）受付方法

質問は持参又は郵送ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

（ア）回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、県ホームページで公表します。

（イ）閲覧期間

令和7年9月11日（木）から令和7年9月19日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（平日の正午から午後1時、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

（ウ）閲覧場所

上記8（1）ウの配布場所と同じです。

（4）申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）までの午前9時から午後5時とします。（平日の正午から午後1時、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（ア）指定申請書（別紙様式1）

（イ）事業計画書（別紙様式2）

（ウ）事業計画書の要旨

本県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記（イ）の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成

してください。

- (エ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式3）
なお、上記7（7）に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。
- (オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (カ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- (キ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- (ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (コ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類
- (サ) 法人の概要がわかる書類（別紙様式4）
- (シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (ス) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便により提出期限の9月19日（金）午後5時必着とします。

オ 提出先

上記8（1）ウの配布場所と同じです。

カ 提出部数

正本1部、副本6部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるようPDFファイル形式で提出してください。

9 指定管理者の選定

（1）申請資格の審査

指定申請書等の受付後、県が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

（2）申請者名等の公表

上記（1）に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8（4）イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を県ホームページで公表します。

（3）選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記（４）の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人を指定管理候補者として選定します。

（４）選定基準等

別紙４「三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準」のとおり

（５）審査の方法

上記（１）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（６）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、１団体あたり、約５０分程度（事業計画の概要説明を含む）を予定しており、その詳細については、別途通知します。

ア 開催日

令和７年１０月上旬から１０月下旬頃

イ 開催場所

津市内を予定

※開催日時・場所については、決まり次第ご連絡します。

（６）失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

（７）選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知します。（令和７年１１月中旬頃予定）

（８）選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者を選定された法人については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「７ 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「９（６）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、別紙6「三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する基本協定書（案）」及び別紙7「三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する年度協定書（案）」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

（１）利用者の声の把握

総合福祉センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、総合福祉センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。（年２回以上）

なお、アンケート結果及び業務の改善の反映状況については、その実施月ごとにまとめた業務報告書を、その翌月の１５日までに県に提出してください。

また、原則として、毎月の利用者数、利用料金の実績、利用者の苦情内容及びその対応状況等をまとめた業務報告書を、四半期ごとに、その翌月１５日までに県に報告してください。

（２）業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、総合福祉センター条例第９条の規定による事業報告書、上記（１）にかかる月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記の総合福祉センター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が、別途締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、総合福祉センターの維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は総合福祉センター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

（３）監査の実施

地方自治法第１９９条第７項、第２５２条の３第４項、第２５２条の４第１項に基づき、指定管理者が行う総合福祉センターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

また、社会福祉法第７０条の規定に基づく県への報告や調査も受けてください。

（４）財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

13 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別

紙5「リスク分担表」に定めるとおりとします。ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	県	指定管理者
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検		○
施設・設備・機器類等の維持管理		○
施設・設備・機器等の修繕	○ ⁽¹⁾	○ ⁽¹⁾
安全衛生管理		○
施設の使用許可		○
事故・火災等による施設・備品の損傷	○	○ ⁽²⁾
施設利用者の被災に対する責任	○	○ ⁽³⁾
施設の火災共済保険加入	○	
包括的な管理責任	○	

(1)修繕料の負担区分はリスク分担表によります。

(2)指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

(3)指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(4)前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

14 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第10条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。

ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

総合福祉センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和8年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

(5) 総合福祉センターにおいて、大規模改修工事のため施設の一部を長期間休止することを予定しています。令和8年8月～令和10年2月の期間での工事を予定していますが、今後の予算の状況によっては、変更となる可能性があります。

工事の詳細が確定次第、施設運営、管理にかかる指定管理料等の取り扱いや成果目標の設定等について、県と指定管理者で協議を行います。

16 問合せ先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

電話 059-224-2274

FAX 059-228-2085

電子メールアドレス shoho@pref.mie.lg.jp

17 添付資料

(1) 三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者指定申請関係書類

ア 三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者指定申請書（別紙様式1）

イ 事業計画書（別紙様式2）

ウ 宣誓書（別紙様式3）

エ 法人等の概要（別紙様式4）

(2) 三重県身体障害者総合福祉センター現地説明会申込書（別紙様式5）

(3) 質問票（別紙様式6）

(4) 別紙1「総合福祉センター管理物件」

(5) 別紙2「総合福祉センターの維持管理に関する業務（管理基準）」

(6) 別紙3「三重県障害者相談支援センター共通経費負担金仕様書」

- (7) 別紙4「三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準」
- (8) 別紙5「リスク分担表」
- (9) 別紙6「三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する基本協定書（案）」
- (10) 別紙7「三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する年度協定書（案）」
- (11) 別紙8「三重県身体障害者総合福祉センター配置図」
- (12) 別紙9「三重県身体障害者総合福祉センター条例」